

ID: 25

担当部署: 教育委員会 体育施設管理課 管理係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市立学校施設開放利用条例 第8条ただし書		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第8条 市長は、既に納入された使用料及び暖房料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長がこれを認めたとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市立学校施設開放利用条例施行規則第8条の規定による。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第8条 条例第8条ただし書の規定による使用料及び暖房料の還付については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、使用料の全額を還付する。</p> <p>(2) 利用期日の3日前までに使用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の全額を還付する。</p> <p>2 利用者が施設を使用しなかった場合は、既に納入された暖房料の全額を還付する。</p> <p>3 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、学校施設開放使用料等還付申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日